

第4章

これまでの取組成果、課題・方針

1 これまでの取組成果

(1) 重点整備地区

ア 特定事業等の実施状況

旧基本構想では、公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、建築物特定事業、都市公園特定事業、その他の事業(海水浴場)として、353件の事業を位置づけ、令和4(2022)年度末時点の着手事業は239件(68%)、うち完了事業は124件(35%)でした。

一方、未着手事業は114件(32%)であり、主な要因としては、関連計画や関係者との調整や予算、構造上の課題、大規模改修の時期の見直し、新型コロナウイルス感染症による影響等が挙げられました。特に、道路特定事業や都市公園特定事業、その他事業は過半数が未着手となっており、本市が事業主体の事業の遅れが目立ち、対策が必要です。

また、特定事業の事業者に向けたアンケート調査(令和5(2023)年2月実施)では、社内整備方針との整合や利用者の減少による設備投資の先送り、バリアフリー対応が求められる他の箇所の優先実施、賃貸物件のため所有者との協議、営業中の工事による利用者への迷惑などの意見がありました。特定事業の進捗率向上には、行政からの支援や事業者内の調整、計画的な改修計画の策定などが求められています。【課題 4-1、38ページ参照】

市民部会を主体に実施した完了事業の現地確認(令和4(2022)年度)では、バリアフリー整備の一定の評価がある一方で、新たな課題や改善に向けた意見もありました。

本基本構想の事業設定では、旧基本構想の未着手事業や随時対応・継続実施事業を引き続き事業に位置づけます。教育啓発に関する事業は、バリアフリー法の改正で追加された「教育啓発特定事業」として整理する必要があります。【課題 4-2、38ページ参照】

また、旧基本構想の特定事業が全て完了(継続事業を含む)した施設・経路等は25箇所でした。これらの施設・経路等においては、継続事業に引き続き取り組み、新たなバリアフリー課題への対応等について検討を依頼する必要があります。【課題 4-3、38ページ参照】

さらに、事業実施段階における市民参加など、効果的なバリアフリー整備の実現に向けた取組の展開が必要です。【課題 6-1、38ページ参照】

事業進捗の向上にあたっては、バリアフリーが“特別なこと”ではなく、超高齢社会・多様性社会では“必然”に変わってきている中で、本基本構想では、市民・事業者・行政が一体となって取り組む必要があります。中でも本市は率先して取り組むことが求められるため、「第7章 市が主体となって取り組む事業」を新たに設け、バリアフリー整備等に必要な資金調達を組織的に取り組むなど、市主体の事業の推進に努めます。

また、少子高齢化等の要因により公共整備等への予算に限りがあることから、ハード面の整備と組み合わせるソフト施策の推進も必要です。【課題 5-1、38ページ参照】

表 特定事業の実施状況

| 種別 | 事業数(件) | | | | | |
|----------|--------|-----|-----|-----|----|-----|
| | | 着手 | | | | 未着手 |
| | | 完了 | 継続 | 実施中 | | |
| 公共交通特定事業 | 45 | 30 | 10 | 18 | 2 | 15 |
| 道路特定事業 | 82 | 38 | 15 | 17 | 6 | 44 |
| 交通安全特定事業 | 5 | 4 | 0 | 1 | 3 | 1 |
| 建築物特定事業 | 195 | 158 | 95 | 55 | 8 | 37 |
| 都市公園特定事業 | 16 | 4 | 2 | 2 | 0 | 12 |
| その他の事業 | 10 | 5 | 2 | 1 | 2 | 5 |
| 合計 | 353 | 239 | 124 | 94 | 21 | 114 |
| (下段は比率) | 100% | 68% | 35% | 27% | 6% | 32% |

※合計欄下段の比率:着手内の完了・継続・実施中は端数調整をしている。

完了:令和4(2022)年度末で完了した事業
 継続:令和4(2022)年度末で完了し、今後も随時対応・継続実施する事業
 実施中:令和4(2022)年度末で実績はあるが、完了していない事業
 未着手:令和4(2022)年度末で未着手の事業

表 旧基本構想の特定事業等が全て完了した事業者

| 特定事業 | 事業者名称 | 施設・経路等名称 |
|--------------------|------------------------------|-------------------------|
| 公共交通 | 一般社団法人神奈川県タクシー協会 | タクシー※ |
| 道路 | 国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所 | 国道1号 |
| | 神奈川県藤沢土木事務所 | 県道45号 |
| | 茅ヶ崎市 | 市道1215号線 |
| | | 市道5563号線 |
| | ふれあいはし | |
| 建築物 | 茅ヶ崎市 | 茅ヶ崎市役所 |
| | | 茅ヶ崎駅前市民窓口センター(市民ギャラリー)※ |
| | | 茅ヶ崎市民文化会館 |
| | | 茅ヶ崎市立図書館 |
| | | 茅ヶ崎市体育館※ |
| | | 茅ヶ崎市勤労市民会館※ |
| | | 茅ヶ崎公園体験学習センター |
| | | ちがさき市民活動サポートセンター※ |
| | | 茅ヶ崎市社会福祉協議会 |
| | | 茅ヶ崎駅南口子育て支援センター※ |
| | | 茅ヶ崎駅北口子育て支援センター※ |
| | | 茅ヶ崎市ファミリー・サポート・センター※ |
| | | 茅ヶ崎市保健所※ |
| | | 医療法人社団 康心会 茅ヶ崎中央病院 |
| | 医療法人徳洲会 茅ヶ崎徳洲会病院 | 茅ヶ崎徳洲会病院 |
| 湘南ステーションビル株式会社 | ラスカ茅ヶ崎 | |
| 株式会社ヤマダデンキ | ヤマダデンキ LABI LIFE SELECT 茅ヶ崎店 | |
| イオンリテール株式会社イオン茅ヶ崎店 | イオンスタイル湘南茅ヶ崎 | |
| 株式会社島忠 | 島忠茅ヶ崎店 | |

※ 旧基本構想の特定事業が全て継続事業の施設・経路等

<平成 29(2017)年度の完了事業>

【道路特定事業】

| | |
|--|---|
| <p>(主要経路1) 国道1号</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 茅ヶ崎駅前交差点地下道: 私有地と出入口の高さ調整をしたうえ、中央病院側の歩道の横断勾配を改善した。 | |
|  <p>工事着手前</p> |  <p>工事完成后</p> |
| <p>(主要経路12) 市道0217号線(一里塚北通り)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 踏切: 小出踏切内の路面表示(矢羽根)を整備した。 | |

【建築物特定事業】

| | |
|--|--|
| <p>茅ヶ崎市立図書館</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 案内: エレベーターの設置位置について、見やすく、わかりやすい案内表示を設置する。 ● その他: 十分な照度を確保した。 | |
| <p>高砂コミュニティセンター(カフェさぶれ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 階段: 手すりを水平部まで延長した。 ● 階段: 段鼻*の色を強調した。 | |
|  <p>階段手すり延長</p> |  <p>階段段鼻強調</p> |
| <p>茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 出入口: グレーチング*を目の細かいものに改良した。(出入口、エレベーター前等) | |
| <p>イオン茅ヶ崎中央店</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 駐車場: 車いす使用者用駐車施設*の不適切な利用を抑制するため、路面の塗装や国際シンボルマーク*をわかりやすく表示した。 ● 案内: 案内表示を多言語化した。(フロアガイド等) ● 案内: エレベーターの名称をわかりやすいものに変更した。 | |
| <p>島忠茅ヶ崎店(旧: 島忠家具ホームセンター茅ヶ崎店)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 敷地内通路: 舗装のがたつきを改善した。 | |

<平成 30(2018)年度の完了事業>

【道路特定事業】

市道5563号線

- 歩行空間:歩道の波打ちやがたつきを改善した。

【建築物特定事業】

茅ヶ崎市民文化会館

- 全体:大規模改修工事の変更設計にあわせ、移動等円滑化基準に沿った建物に改修した。
- ホール:保育室として利用可能な多目的室を設置した。



改修前



改修後



多目的室

2階市民ロビー内の段差を解消し、エスカレーターを新設

茅ヶ崎市総合体育館

- 敷地内通路:視覚障がい者誘導用ブロック*に黄色の塗料を塗るなど、路面との色の違いがわかりやすくした。

茅ヶ崎公園体験学習センターうみかぜテラス

- 全体:バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した新施設が竣工し、平成31(2019)年1月に開館した。



トイレ



エレベーター



優先駐車場

イオン茅ヶ崎中央店

- 案内:案内表示を多言語化した。(フロアガイド等)

茅ヶ崎第1駐車場(旧:茅ヶ崎駐車場)

- 案内:1階身障者用スペースに車いす使用者駐車スペースとわかるように、国際シンボルマークを設置した。

【都市公園特定事業】

サザンビーチちがさき

- トイレ:トイレの基数を増やし、利便性の向上とのトイレ不足の解消を図った。
- トイレ:多機能トイレに多目的シート*を設置した。

<令和元(2019)年度の完了事業>

【道路特定事業】

ふれあいはし

- 施設のブロックと連続するように視覚障がい者誘導用ブロックを設置した。
- スロープ入口に市民文化会館への案内表示を設置した。



【建築物特定事業】

茅ヶ崎市役所

- 本庁舎北側出入口付近に車いす使用者用駐車施設を3台、分庁舎東側にも車いす使用者用駐車施設を2台分設置した。なお、雨天時を考慮して建物入口まで続く庇を設置した。



- 本庁舎西側、分庁舎東側、県道隣接地に駐輪場を設置した。



茅ヶ崎市総合体育館

- 車いす用観覧スペースのフェンス柵を重点的に増やすことで、安全対策を実施した。



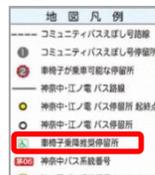
<令和2(2020年度の完了事業)>

【公共交通特定事業】

路線バス

● バス停留所:

本市発行の「茅ヶ崎市バス路線図」に「車いすが乗降可能な停留所」を追記した。



【建築物特定事業】

茅ヶ崎市総合体育館

- 多機能トイレ:車いす使用者が開閉しやすいドアに改善した。(上下ローラー部を調整し、たてつけを改善)



茅ヶ崎地区コミュニティセンター(元町ケアセンター・子どもの家「茅っ子」)

- 敷地内通路:道路管理者と協議し、グレーチングを目の細かいものに改良した。



グレーチング改良(実施前)



グレーチング改良(実施後)

茅ヶ崎郵便局

- 駐車場:介助が必要な方が駐車場から係員を呼び出せるよう、わかりやすい場所にインターホンを設置した。
- ATM:車いす使用者の利用に配慮したATMを設置した。



イトーヨーカ堂茅ヶ崎店

- 駐車場(ちがさきパーキング):十分な照度を確保した。(9月に全フロア、トイレ、階段等の照明をLEDに変更済)
- その他:車いすでも利用しやすい幅の広いレジレーンを設け、優先して利用できるように配慮した。(3番レジ「思いやりレジ」設置)



イオンスタイル湘南茅ヶ崎(旧:イオン茅ヶ崎店)

- エレベーター:車いす用押しボタン(通常より長くドアが開くもの)を車いす使用者が利用しやすい高さに変更した。
エレベーター内に到着階等を知らせる音声案内を設置する。

島忠茅ヶ崎店(旧:島忠家具ホームセンター茅ヶ崎店)

- 階段:手すりを改善するなど安心して利用できるよう配慮した。

<令和3(2021)度の完了事業>

【道路特定事業】

県道45号(茅ヶ崎中央通り)

- 歩行空間:幅員の確保、歩道の横断勾配やがたつきを改善した。



市道0217号線(一里塚北通り)

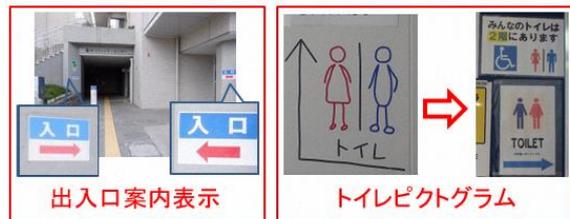
- 自転車走行環境:自転車通行空間(矢羽根やピクトグラム*の設置)を整備した。



【建築物特定事業】

高砂コミュニティセンター(カフェさぶれ)

- 案内:トイレのピクトグラムや案内表示を変更した。



ヤマダデンキ LABI LIFE SELECT 茅ヶ崎店(旧:ヤマダデンキ LABI 茅ヶ崎店)

- 建築物の建て替えをした。(令和3(2021)年11月26日完成)

<令和4(2022)年度の完了事業>

【道路特定事業】

茅ヶ崎駅北口駅前広場

- 多機能トイレ：
オストメイト*機能と緊急時の扉開閉を設置した。



【建築物特定事業】

茅ヶ崎市美術館

- 多機能トイレ:使用中か否かを表示するライトの点灯時間を調整した。洗浄ボタンの使い方などについて、わかりやすい説明書きを設置した。



茅ヶ崎市青少年会館

- 案内表示:エレベーターの改修工事に伴い、見やすく、わかりやすい案内表示を設置した。

茅ヶ崎郵便局

- 出入り口:盲導鈴と国道1号横断歩道歩行者用信号機の発信音が誤認を与える可能性があるため、設置をしない方が安全性を確保できると判断し、設置を見送る。

イトーヨーカ堂茅ヶ崎店

- 駐車場:駐車場の出入口付近に車いす使用者用駐車施設や多機能トイレが設置されていることがわかる案内表示を設置した。



【その他特定事業】

サザンビーチちがさき

- 駐車場：
駐車場及び看板を設置した。



イ その他

(ア) 公共サインの整備

本市では、平成27(2015)年に『茅ヶ崎市公共サインガイドライン*』(以下「公共サインガイドライン」という。)を策定し、本市に住む人や訪れた人に対して、まちや施設の情報をわかりやすく伝えるため、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、本市の魅力を伝え、本市で過ごす時間や生活を楽しむことができるように、「歩きたい、出掛けたい」と思える公共サインの整備を進め、茅ヶ崎駅周辺を中心に、歩行者向けの公共サインの体系を構築し、駅等の施設及び歩道のある交差点に地図を用いた「図解サイン」、愛称道路の起終点又は道中に道路の名称を示した「同定サイン」を整備しました。また、新たな施設整備に際し、公共サインガイドラインに基づき「指示サイン」等を整備しました。



写真 茅ヶ崎駅南口の図解サインAタイプ（左）、高砂緑地の図解サインBタイプ（右）



写真 鉄砲道の同定サイン（左）、市役所前広場の指示サイン（右）

(イ) 道路付属物（案内）

茅ヶ崎駅や国道1号周辺では、立体交差の段差を解消するためにエレベーターを設置しました。エレベーターの設置箇所毎に稼働時間が異なるため、ポスター掲示により利便性の向上を図りました。

| エレベーターの稼働時間のご案内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----------------------------|------|-----|------------|-----|------------|-----|------------|-----|------------|--|----|------|-----|------------|-----|--------|-----|------------|-----|------------|-----|------------|-----|------------|-----|--------|
| <p>国道1号地下道 エレベーター</p> | <p>JR茅ヶ崎駅前周辺 エレベーター</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>稼働時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>EV①</td> <td>6:00～22:00</td> </tr> <tr> <td>EV②</td> <td>6:00～22:00</td> </tr> <tr> <td>EV③</td> <td>6:00～22:00</td> </tr> <tr> <td>EV④</td> <td>6:00～22:00</td> </tr> </tbody> </table> | 番号 | 稼働時間 | EV① | 6:00～22:00 | EV② | 6:00～22:00 | EV③ | 6:00～22:00 | EV④ | 6:00～22:00 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>稼働時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>EVm</td> <td>9:00～23:00</td> </tr> <tr> <td>EVa</td> <td>24時間稼働</td> </tr> <tr> <td>EVi</td> <td>6:00～22:00</td> </tr> <tr> <td>EVj</td> <td>5:30～24:00</td> </tr> <tr> <td>EVk</td> <td>5:30～24:00</td> </tr> <tr> <td>EVn</td> <td>6:00～22:00</td> </tr> <tr> <td>EV南</td> <td>24時間稼働</td> </tr> </tbody> </table> | 番号 | 稼働時間 | EVm | 9:00～23:00 | EVa | 24時間稼働 | EVi | 6:00～22:00 | EVj | 5:30～24:00 | EVk | 5:30～24:00 | EVn | 6:00～22:00 | EV南 | 24時間稼働 |
| 番号 | 稼働時間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| EV① | 6:00～22:00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| EV② | 6:00～22:00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| EV③ | 6:00～22:00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| EV④ | 6:00～22:00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 番号 | 稼働時間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| EVm | 9:00～23:00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| EVa | 24時間稼働 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| EVi | 6:00～22:00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| EVj | 5:30～24:00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| EVk | 5:30～24:00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| EVn | 6:00～22:00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| EV南 | 24時間稼働 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>このエレベーターは、 国道1号地下道エレベーター EV① となります。</p> <p><small>発行日：令和3(2021)年3月5日 連絡先：茅ヶ崎市 道路管理課</small></p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(2) 整備促進地区

ア 香川駅周辺整備事業：香川駅周辺

神奈川県及び寒川町と連携して実施した香川駅の西側行政界にある聖天橋の架け替え事業が平成30(2018)年に完了したことを契機に香川駅前から聖天橋までを結ぶ市道7115号線の歩道整備事業を推進しています。

これまで市道7115号線は、幅員約4メートルと狭く、歩車分離が図られていないだけでなく、車の相互通行も困難な状況でした。これを生活道路としての利便性を保てるよう車道幅員5メートル、歩道幅員2.5メートルを合わせた7.5メートルに整備し、歩行者等の安全性の確保を図ります。



写真 香川駅周辺

また、香川駅から下寺尾・堤地区を含めた周辺地区は、みどり豊かな環境の中に、貴重な文化財が多く集積する地区になっています。令和2(2020)年度には市重要文化財、市景観重要建造物である旧和田家住宅が改修され、令和4(2022)年度には茅ヶ崎市博物館が開館しました。さらに、将来的には、国史跡である下寺尾官衙遺跡群及び下寺尾西方遺跡を保全・活用するために歴史公園の整備も計画されるなど、これから、本市が培ってきた歴史・文化を発信する拠点として期待される地区になっています。

その中で、これまで以上に多くなる来街者に対して、香川駅から下寺尾・堤地区を含めた周辺地域の歴史的資源をつなぐ動線に、オリジナルの公共サインを整備しました。



写真 香川駅の図解・指示・解説サイン（左）、旧和田家住宅の図解・解説サイン（右）



写真 目的地への図解・指示・解説サイン（左）、分岐の指示サイン（中）、同定サイン（右）

イ 辻堂駅西口周辺整備事業：辻堂駅周辺

辻堂駅西口重点整備地区整備計画が平成27(2015)年に改定され、その後赤松町地区土地区画整理事業*が個人施行により実施されました。平成30(2018)年に土地区画整理事業は完了し、土地形状の改善と歩道や周辺道路の拡幅等、周辺公共施設が整備されました。



写真 辻堂駅周辺

(3) 市民部会による心のバリアフリーの推進

市民部会では、旧基本構想策定後も継続的な活動を実施しており、多様な市民参加と協働による心のバリアフリーの理解促進の推進に向けた取組を展開してきました。

具体的には、障がい者への理解を深めることを目的に、広報ちがさきやデジタルサイネージ、ポスター等を活用して幅広い市民に対して普及啓発を行ったり、小学校4年生を対象とした心のバリアフリー教室を開催して障がい者と対話する機会を設けたりしました。また、ポスターの掲出協力事業者の拡大や心のバリアフリー教室の内容拡充など実践しながら新たな発展に向けて取り組んできました。その成果は、国の資料や学会等で好事例として紹介されるなど、市民部会による取組が広く評価されています。心のバリアフリーのさらなる浸透を目指し、今後も継続的かつ段階的な取組の展開が必要です。【課題 6-1】

表 これまでの取組

| 年度 | 分類 | 市民部会の取組 | 番号 |
|------------------|------|--|----|
| 平成29年度 (2017) | 普及啓発 | 茅ヶ崎ユニバーサルスポーツフェスティバルへの参加 | 1 |
| 平成30年度 (2018) | 普及啓発 | 第35回市民ふれあいまつりへの出展 | 2 |
| | | 障がい特性に対する理解に係るリーフレット作成及び当事者団体へのアンケート実施 | 3 |
| 令和元年度 (2019) | 普及啓発 | 広報ちがさきを活用した普及啓発 | 4 |
| | | ポスターによる啓発 | 5 |
| | 教育啓発 | 心のバリアフリー教室 | 6 |
| 令和2年度 (2020) | 普及啓発 | 広報ちがさきを活用した普及啓発 | 4 |
| | | ポスターによる啓発 | 5 |
| | 教育啓発 | 心のバリアフリー教室 | 6 |
| | 取組評価 | 国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰への推薦及びパンフレットへの掲載 | 7 |
| | | ユニバーサルデザイン2020評価会議の会議資料への掲載 | 8 |
| | | 学会等での発表 ・「教育」活動におけるバリアフリー化の取り組み 公開研究会 ・ふくしと教育 ・福祉住環境コーディネータ検定試験 | 9 |
| 令和3年度 (2021) | 普及啓発 | 広報ちがさきを活用した普及啓発 | 4 |
| | | ポスター啓発(特定事業者や民間協力会社との連携) | 5 |
| | 教育啓発 | 心のバリアフリー教室 | 6 |
| | 取組評価 | 移動等円滑化評価会議関東分科会での発表 | 10 |
| 令和4年度 (2022) | 普及啓発 | 広報ちがさきを活用した普及啓発 | 4 |
| | | ポスター啓発(特定事業者や民間協力会社との連携) | 5 |
| | 教育啓発 | 心のバリアフリー教室 | 6 |
| | 取組評価 | 教育啓発特定事業の実施に関するガイドラインへの掲載 | 11 |

※資料編3に各取組の概要を整理

(4) バリアフリー設備に関する情報の公開

本市は、公共施設等のうち公表可能な105施設を対象に、施設の位置情報等に加え、バリアフリートイレ*や駐車場、スロープ、エレベーター等の画像(写真)をオープンデータとして公表しました。近年、スマートフォンのアプリ*を活用し、外出、移動される方も多く、地図情報に写真などを交えたアプリのニーズも高まっていることから、事業者の積極的かつ多様な活用に期待するものです。

なお、バリアフリー施設に関する画像(写真)をオープンデータとして公表することは、県内自治体初の取組となります。この取組が本市から広まることで“誰もが安心して過ごせるまち”が各地に広がることに期待しています。

表 バリアフリー設備に関するオープンデータの概要

| | |
|------|---|
| 名称 | バリアフリー設備情報 |
| 作成日 | 令和2(2020)年2月28日 |
| 対象施設 | 市内公共施設(105施設) |
| 公表内容 | <ul style="list-style-type: none">●市内公共施設などの位置情報及びバリアフリー設備の有無(105施設) 以下について設置有無を整理 みんなのトイレ/エレベーター/駐車場/スロープ(坂道)/ ベビーベット/誘導ブロック/貸出用車いす/点字付き案内板/幼児 用トイレ/親子トイレ/おむつ台/授乳室/ベビーチェア/ トイレ/手すり/入口付近/自動販売機/観客席/補助いす/ 調理室/ベビーカー置場●各施設の写真データ 多目的トイレ、駐車場、スロープ、エレベーター等(802枚) |
| URL | https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/jyohosuishin/1045355/1038270.html |

2 改定に向けた課題・方針

旧基本構想の成果を踏まえ、本基本構想への改定に向けた課題と方針を整理しました。以下に示す方針をもとに、旧基本構想を改定します。

| 改定に向けた課題 | 改定の方向性及び方針 |
|---|---|
| <p>1 理念・目標</p> <p>バリアフリー法改正に基づく理念・目標の再設定が必要【課題 1-1】</p> <p>障害者差別解消法等の関連法や街づくり条例改正への対応が必要【課題 1-2】</p> <p>対象者の拡大が必要【課題 1-3】</p> <p>超高齢社会への突入、多様性社会の進展など、バリアフリー整備等の需要の高まりや理解促進に向けた対応が必要【課題 1-4】</p> | <p>理念・目標の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「社会的障壁の除去」「共生社会の実現」の理念を踏まえた理念・目標の充実化と、それらを受けた対策や障がい理解啓発の推進 → 第5章2 ● 目標年次を令和14(2032)年度に設定 → 第1章2 ● 旧基本構想に加え外国人や性的マイノリティなど多様な人々を対象者に追加 → 第1章・第5章1 ● だれもが安心して過ごせるまちづくりに向けたより一層のバリアフリーの推進を強調 → 第5章1 ● SDGs と本基本構想との関連性を明記 → 第3章2 |
| <p>2 対象地区</p> <p>バリアフリー法改正を踏まえた地区拡大の可能性検討が必要【課題 2-1】</p> | <p>全市的なバリアフリー化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民・事業者・行政が協働して取り組む事業を設定し全市的なバリアフリー環境を底上げ → 第5章3・第6章 ● 全市的なバリアフリー化の展開として、市主体の取組を設定し実効性を高めるとともに職員の意識醸成 → 第5章3・第7章 <p>重点整備地区等におけるバリアフリー化の深化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区」を重点整備地区に引き続き設定し、更なるバリアフリー化を推進 → 第5章3・第8章 ● 市独自の考え方にに基づき、「香川駅周辺地区」「辻堂駅周辺地区」を整備促進地区に引き続き設定しバリアフリー化を推進 → 第5章3・第9章 |
| <p>3 対象施設・経路</p> <p>生活関連施設・生活関連経路の検討が必要【課題 3-1】</p> <p>公立小中学校のバリアフリー化に向けた方針が必要(法改正により基準適合義務の対象施設に追加)【課題 3-2】</p> | <p>生活関連施設・生活関連経路の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 旧基本構想の設定方針を踏襲し時点修正 → 第8章2 ● 小中学校は、市全域に点在することから「市が主体となって取り組む事業」としてバリアフリー方針を整理 → 第7章2 |
| <p>4 事業設定</p> <p>旧基本構想の未着手事業や継続事業への対応が必要【課題 4-1】</p> <p>バリアフリー法改正への対応が必要(教育啓発特定事業の追加)【課題 4-2】</p> <p>市民意見など新たな課題への対応が必要【課題 4-3】</p> | <p>ハード・ソフトの一体的な取組に向けた事業推進 → 第8章4・5</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 旧基本構想の未着手事業や継続事業を引き続き推進 ● 教育啓発特定事業や公共交通事業者の役務の提供に関する内容を追加 ● 市民意見等を踏まえ、新たな課題に対応した事業位置づけを推進(感染症対策など新たな生活様式への変化にも対応) ● ハード整備に加え、心のバリアフリーの推進や人的対応の充実、バリアフリー設備の維持管理などソフト施策に関する事業を充実 |
| <p>5 事業推進</p> <p>事業進捗率の向上に向けた対策が必要【課題 5-1】</p> | <p>事業推進体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業進捗状況の毎年度確認のほか、定期的な意見交換や完了案件の共有により事業着手を促進 → 第10章1 ● 国や県等の補助金制度の活用も含め、財源の確保に向けた取組を強化 → 第7章2 |
| <p>6 市民参加</p> <p>バリアフリー法や街づくり条例改正を踏まえた市民参加の仕組みづくりが必要【課題 6-1】</p> | <p>市民参加の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 施設整備の計画段階における市民参加を推進(当事者との意見交換の機会の創出等) → 第10章4 ● 市民部会を主体とし、多様な市民参加と協働による心のバリアフリーの推進に向けた取組を継続的に展開 → 第10章2、3 |